

一般社団法人日本総合病院精神医学会国際論文賞表彰規則

平成 27 年 11 月 26 日制定

（目的）

第 1 条 本規則は、一般社団法人日本総合病院精神医学会定款第 3 条の六に基づき、本学会員による国際的な学術貢献に対して 2015 年より設けられた国際論文賞（以下、「本賞」という）について必要な事項を定める。

（対象、選考方法）

第 2 条 本賞は、本学会員が欧文医学雑誌に著者として発表した総合病院精神医学に関する原著論文の中で特に優れた論文の著者に贈られる。

2. 本賞は、本学会員からの推薦を募り、編集委員会で選考、決定し、理事会に報告する。

（表彰）

第 3 条 本賞受賞者には、本学会理事長名の表彰状を贈呈する。

（紹介等）

第 4 条 本賞の受賞者および受賞論文の学会員への紹介は、学会誌上にて行う。

（規則の改正）

第 5 条 本規則の改正は、評議員会および理事会の決議を経て行う。

附則

第 1 条 本規則は、平成 27 年 11 月 26 日から施行する。

平成 29 年 11 月 16 日改正。

第 2 条 本規則の施行に関する細則は別に定める。

一般社団法人日本総合病院精神医学会国際論文賞表彰規則施行細則

平成 27 年 11 月 26 日制定

(目的)

第1条 一般社団法人日本総合病院精神医学会国際論文賞表彰規則（以下、「規則」という）の施行に関し、規則に定められた以外の事項については、本細則に従うものとする。

(対象)

第2条 本賞の対象者は会員歴5年以上の会員とする。

2. 規則第2条の原著論文は査読を受け欧文医学雑誌に掲載された論文を対象とする。
3. 本賞の対象論文は、表彰年前年11月以降の1年間にonlineも含めて欧文医学雑誌に掲載され、人を対象とする研究に対し、学会員が筆頭著者またはcorresponding authorになっている論文を対象とする。なお、筆頭著者が海外在住の場合でも、研究が主体的になされたものであれば対象とする。

(選考方法)

- 第3条 本賞の選考は、本学会員から推薦された論文（推薦は1人1編以内）の中から、順位をつけた投票によって編集委員会で決定し、理事会に報告する。本学会員からの推薦は随時受け付けるが、毎年3月末を締め切りとする。
2. 本賞は、原則1人とするが、特に優れた業績が1年の間に複数ある場合は複数受賞も認める一方で、「該当者なし」の場合もある。
 3. 編集委員会は本賞の選考に際し、委員会が適当と認める学識者の意見を聞くことができる。

(学会誌への紹介)

- 第4条 規則第4条第2項の受賞者および受賞論文の紹介については以下の通りとする。
- 一 受賞者は、編集委員会からの決定通知を受けたのち、受賞論文の概要を日本語で解説した記事を執筆し、査読なしで学会誌に掲載することができる。解説記事ではなるべく図表を用いず、組みあがり3ページ以内でまとめる。
 - 二 受賞論文を推薦した編集委員は1ページ以内の紹介文を書くこととする。

(細則の改正)

第4条 本細則の改正は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成 27 年 11 月 26 日から施行する。

平成 29 年 11 月 16 日改正。